

## 第3弾 奥多摩町地域応援券

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大および原油価格・物価高騰に伴う経済の低迷に際し、地域経済の活性化を図るため、第3弾となる奥多摩町地域応援券事業を実施いたします。

### ◆応援券の概要◆

【使用期限】令和4年11月1日(火)～令和5年2月28日(火)

※使用期限を過ぎた商品券は無効となり利用できません。

【商品券名】奥多摩町地域応援券

【発行額面】交付対象者1人につき15,000円(無償で配布します。)

(1枚500円で1冊30枚綴り、うち10枚は飲食店用)

【交付対象者】令和4年10月1日時点で、奥多摩町に住民登録がある方に10月下旬頃応援券を郵送いたします。

\*取扱加盟店一覧は、奥多摩町地域応援券の郵送時に同封します。

\*今回の応援券につきましては、申請の必要はありません。

## 奥多摩町事業継続応援金(燃料費高騰等対策)

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大および原油価格の高騰などに伴う燃料費や電気料金の値上げの影響を受ける、町内に事業所・店舗などを有する中小企業者および個人事業者に対し、事業継続を支援するための応援金を給付します。

【対象要件】つぎの全ての要件を満たす方

- (1) 町内に営業実態のある事業所、店舗などを有していること
- (2) 令和4年10月1日以前に創業しており、かつ、申請日時点において事業を継続する意思があること
- (3) 令和4年10月1日から令和5年2月28日までに事業用として燃料(ガソリン、軽油、重油、灯油、LPガス)を購入していること
- (4) 令和4年10月1日から令和5年2月28日までに事業用として電気料金を支払っていること
- (5) 事業用に燃料を購入または電気を使用したことが分かる領収書の写しなどが提出できること
- (6) 申請時において既に納期の到来した町税を完納していること

【給付額】

対象期間における事業用に使用した燃料購入額および電気料金の1/2(千円未満切り捨て)を補助する(上限設定あり)

- ・個人事業主：上限10万円 \*町内に複数の事業所がある場合、上限15万円
- ・法人：上限20万円 \*町内に複数の事業者がある場合、上限30万円

【申請期限】令和5年3月20日(月)まで

【申請方法】申請などにつきましては、町ホームページに掲載いたします。

※このページに関する問い合わせは、観光産業課 ☎ 83-2295